

- 1 日 時 令和 5 年 3 月 23 日 木曜日
開会 10 時 00 分 閉会 11 時 30 分
- 2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室
- 3 出席者 教 育 長 稲田 新吾
委 員 奥野 史子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子 (オンライン出席)
委 員 松山 大耕
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の概要
 - (1) 開会
10 時 00 分、教育長が開会を宣告。
 - (2) 前会会議録の承認
第 1487 回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。
 - (3) 議事の概要
 - ア 議事
議案 12 件、報告 1 件
 - イ 非公開の承認
議案 2 件、報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する事、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。
 - ウ 非公開の宣言
教育長から、議案 2 件、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。
 - エ 議決事項

議題 66 号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

本議案は、京都市立西京高等学校の定時制課程の閉制、京都市立高等学校の学科名の表記の統一、行政手続きの押印の見直し、個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、京都市立高等学校の管理運営に関する規則の改正を行うものである。

まず、改正の概要について、御説明申し上げる。

西京高校定時制及び転籍等の取扱いの改正について、令和3年度に京都奏和高校が開校したことに伴い、西京高校及び伏見工業高校の定時制については、令和2年度末から生徒募集を停止しており、3年間で卒業となる西京高校定時制については、令和4年度をもって閉制となる。また、4年間で卒業となる伏見工業定時制については、来年度に閉校する予定となっている。

西京高校定時制においては、令和5年3月1日に卒業式を実施し、在校生39名を送り出すとともに、令和5年3月18日には閉制式典を執り行ったところである。閉制に伴い、新旧対照表のとおり、西京高校定時制に関連する記述及び全日制と定時制の2つの課程を有する高校に関連する記述を改める。特に、同一の高校内で、在生徒が全日制から定時制あるいは、定時制から全日制に異動する手続きである転籍については、今年度をもって全日制と定時制を併設する学校が無くなるため、その記述を削除することとなる。なお、本市立高等学校においては、現在把握できている範囲で、転籍を行ったケースはない。

次に、京都市立高等学校の学科の表記の統一について、専門学科に関して、説明資料に記載のとおり、実際に使用している「美術工芸科」、「音楽科」という表記に統一するものである。

続いて、押印見直しに伴う卒業証書の契印の廃止について、他の政令指定都市をはじめ、全国的に押印の見直しが進む中、本市立高等学校においても、他の校種と同様に廃止するものである。

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う改正については、3月16日の教育委員会において、議題61号で御説明申し上げたとおりである。

なお、施行期日については、令和5年4月1日を予定している。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 卒業証書の契印の廃止は、教職員の業務改善にもつながるものである。また、洛陽、堀川、西京高校の定時制が閉校・閉制していくが、教育実践は京都奏和高校に引き継がれていく。

(議決)

教育長が、議第66号「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第67号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 坂本 総合育成支援課長)

本議案は、行政手続きの押印の見直し、個人情報保護に関する法律等の改正、京都市立北総合支援学校中央分校の設置に伴い、京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の改正を行うものである。

まず、改正の概要について、御説明申し上げる。

(1) 押印見直しに伴う卒業証書の契印の廃止について、及び(2) 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う改正については、前述の議題66号で説明されたとおりである。

(3) 北総合支援学校中央分校の設置については、規則に同分校に設置する部、学科、修業年限及び入学資格を新たに定めるものである。同分校は、総合支援学校の児童生徒の増加を踏まえ、下京区に位置する元格致小学校の跡地を活用して新設するもので、通学区域は中京区と下京区在住の児童生徒を対象とし、令和6年3月までに改修工事を完了し、令和6年4月に開校予定である。

本規則に新たに規定する内容については、当該中央分校の設置する学部、学科、修業年限、そして入学資格について、他の地域制総合支援学校と同内容で、それぞれ記載している。

なお、これら中央分校の概要は、昨年11月、京都市立特別支援学校条例に新たに規定する際に本会議にて既に説明させていただいた内容から変更はない。(1)(2)の施行日は令和5年4月1日であるが、中央分校に関する規定については、分校の開校時期に併せて、令和6年4月1日としている。

附則について、中央分校が新設されることにより、令和6年3月31日において東総合支援学校高等部在籍の1・2年生で、令和6年4月1日に中央分校の通学区域となる地域に在住する生徒については、中央分校に転学いただく。義務教育ではない高等部については、規定上、転学する際は、転学願を提出し、許可を得るなどの手続きが必要となるが、こうした転学による生徒や保護者の負担をなくすため、転学の手続きを省略するための附則(転入学に係る手続きの特例)を設けることとした。

以上が主な規定整備の内容となるが、その他に、以上の改正に合わせて、第6条第3項について、他校種の管理運営規則に合わせて、ただし書きを追記し、第7条、第37条第1項について、文言の修正を行った。

(委員からの主な意見)

【高乗委員】 東総合支援学校で中央分校の通学区域に在住の児童生徒は全員中央分校へ転学となるのか。

【事務局】 高校3年生で引き続き東総合支援学校への在籍を希望する等、各児童生徒の事情も踏まえ、個別に検討を行うが、選択制ではなく、原則は転学いただくことを想定している。

【稲田教育長】 東総合支援学校の保護者説明会では、保護者から何か意見はあったか。

【事務局】 東総合支援学校は立地的に周囲の自然溢れる環境の中で多くの活動を行っているため、街中の中央分校に変わること、その活動が失われなかつた懸念の声があった。分校周辺での活動に加え、東総合支援学校とも連携する

など、こうした声も丁寧に聴きながら引き続き教育活動を検討していく。

(議決)

教育長が、議第 67 号「京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第 68 号 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 69 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 70 号 京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 71 号 指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 72 号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 73 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 74 号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 75 号 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 関 教職員人事課長)

8 議案について、いずれも規則改正に係るものになるため、一括して概要を説明する。大きく「文言の整備」と「制度に関する規定」の 2 つとなる。

まず、文言の整備についてだが、1 点目は西京高校定時制が閉制となることを受け、全日制と定時制と分ける必要がなくなったため、職名及び補職名から全日制・定時制の文言を削除する。

2 点目は定年引上げの実施に伴い、現行の「再任用」から「暫定再任用」「定年前再任用短時間勤務」へ移行するため、規則上の文言を整理する。

再任用、暫定再任用、定年前再任用短時間勤務について説明する。現行の制度では、年金支給開始の 65 歳までの間、本人の希望と教育委員会の選考により再任用教職員として任用しており、フルタイム、短時間勤務が選択できる。

暫定再任用については、定年引上げにより、段階的に定年が引き上げられる間の再任用は、従来の再任用と区別して、「暫定再任用」という名称となる。定年引上げが完成し、65 歳定年へと移行した後は、暫定再任用制度はなくなる。なお、暫定再任用と現行の再任用は給与等の勤務条件は同じである。

定年前再任用短時間勤務について、定年が引き上げられる中で、60 歳以降の多様な働き方を保障するため、61 歳以降短時間勤務ができる制度を設ける。

次に「制度に関する規定」について説明する。1 点目は休暇制度の改善、2 点目は定年引上げに伴う諸手当に関する規定整備、3 点目は人事給与制度に関することである。

休暇・休務制度の改善について説明する。

まず、再任用教職員に対する休暇・休務制度の改善である。1 点目は 1 年間に取得できる病気休務の日数を正規職員並に拡大する。現在は 40 日までとしているところを、75 日か歴月 4 か月の長い方まで取得できる形へ改善する。

2点目はこれまで正規教職員のみを対象にしていた育児部分休務を新たに取得できるようにする。育児部分休務は、小学校1年生から3年生までの子を養育する場合に、1日の勤務時間の初め又は終わりに15分単位、合計2時間以内で取得できるもの。なお、小学校1年生に上がるまでは、正規教職員と同様に部分休業という制度が適用されており、今回それに相当するものを小学校3年生まで拡大する。

続いて、子の看護のための休務に係る規定整備である。

制度としては、子が病気等の理由で親の看護が必要になった場合や、予防接種や健康診断に親が付き添う必要がある場合に認められる休務である。また、従来から子ども自身は元気でも在籍する学校が学級閉鎖等になった場合も取得可能であったが、この度市長部局の規定整備に倣い、学級閉鎖等になった場合について、規則上に改めて明記するもの。

続いて、定年引上げについてである。一部の手当を除いて、61歳以降の手当支給については、7割相当で支給することを規定するもの。

次に退職手当に関する規定についてである。退職手当は退職時の給料月額に退職の区分・勤続年数に応じた支給率を乗じて算出しているが、同じ勤続年数で比較すると定年退職の場合は自己都合等で退職する場合と比べて高い。このような中で、例えば、65歳まで定年年齢が引き上がった際に63歳で退職する場合、従来の規定では自己都合退職を適用するところを、今後は定年退職と同じ支給率を用いる形とするものである。

続いて、人事給与制度についてである。

退職手当支給率の見直しについては、本市の支給率が国より高い部分や低い部分があり、この度、本市全体の動きとして、国並みの支給率とするものである。

定年退職の例で示すと、勤続32年までの区分は現行より支給率が下がり、33年34年の区分は現行よりも上がる。上限となる35年以上は国と同水準であるため変更はない。

最後に一部職種の初任給改善についてであるが、京都府における最低賃金の見直しを受け、一部の会計年度任用職員について市長部局に準じた対応を行うものである。

(委員からの主な意見)

【稲田教育長】 再任用で育児休務を取る人は実際にいるのか。

【事務局】 現在は制度がないため取得者はいないが、今後は取得する可能性はある。

【松山委員】 本市の教員採用試験は比較的倍率が高いが、事務員などは必要な人員は集まっているのか。賃金水準を理由に人が集まらないということはないか。

【事務局】 事務職員でいうと正規は現在だと約10倍程度、非正規は年度途中だとハローワークを通じて募集したりするが、一定数の応募がある状況。

【奥野委員】 子の看護のための休務は取得上限日数があるのか。

【事務局】 上限があって、子ども1人につき年7日間となる。子ども2人で10日、3人で15日となる。新型コロナウイルス感染症の場合は事由に応じて職免を認めている。

【野口委員】 高齢層の病休拡大はいいことだと受け止めている。

(議決)

教育長が、「議第68号 京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第69号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第70号 京都市教職員の旅費に関する規則の一部

を改正する規則の制定について」、「議第 71 号 指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 72 号 京都市会計年度任用教職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 73 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 74 号 京都市立学校管理用務員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議第 75 号 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について」以上 8 議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案 2 件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であるため、非公開

オ 報告事項

報告 1 件については、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であるため、非公開

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月18日 西京高等学校 定時制課程閉制式

3月20日 小栗栖中学校区小中一貫教育校の新校名案に係る地元要望書提出

3月22日 京都市会 本会議

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長